

建設業法等改正に関する説明会 次第

1 開会

2 開会挨拶

3 説明内容

- (1) 建設業法等改正に伴う建設業許可関係の改正点について 1
- (2) 建設業法等改正に伴う経営事項審査関係の改正点について 51

4 閉会

建設業法等改正に伴う許可の改正点について（H28.6.1 施行）

平成28年6月1日施行の建設業法等の改正に伴い、以下の変更点がありますのでお知らせします。

この改正により、変更がある許可申請書等の新様式については、高知県建設管理課ホームページに掲載します。（H28.6.1 掲載予定）

★施行日（平成28年6月1日）以降の申請については、全て新様式をご使用下さい。

1. 「解体工事業」の業種区分新設について

（1）建設業の許可について

現行の建設業法で「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されます。これにより、解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となります。ただし、経過措置があり、その内容については下記の通りです。

【経過措置について】（経過措置期間：H28.6.1～H31.5.31）

・ 施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事業を施工することができます。

※平成31年6月1日以降は、「解体工事業」の許可が必要です。

・ 施行日前の「とび・土工工事業」に係る経営業務の管理責任者としての経験は、「解体工事業」に係る経営業務の管理責任者の経験とみなします。

以下、次のおり表記します。

- ・ 施行日前に取得した「とび・土工工事業」 = 「旧とび・土工工事業」
- ・ 施行日以降に取得した「とび・土工工事業」 = 「新とび・土工工事業」

（2）技術者の要件について

「旧とび・土工工事業」の技術者は、平成33年3月31日までの間は、解体工事業の技術者としてみなされます。（建設業法施行規則附則第4条による。）平成33年4月1日以降は、解体工事業の要件を満たす技術者の配置が必要です。

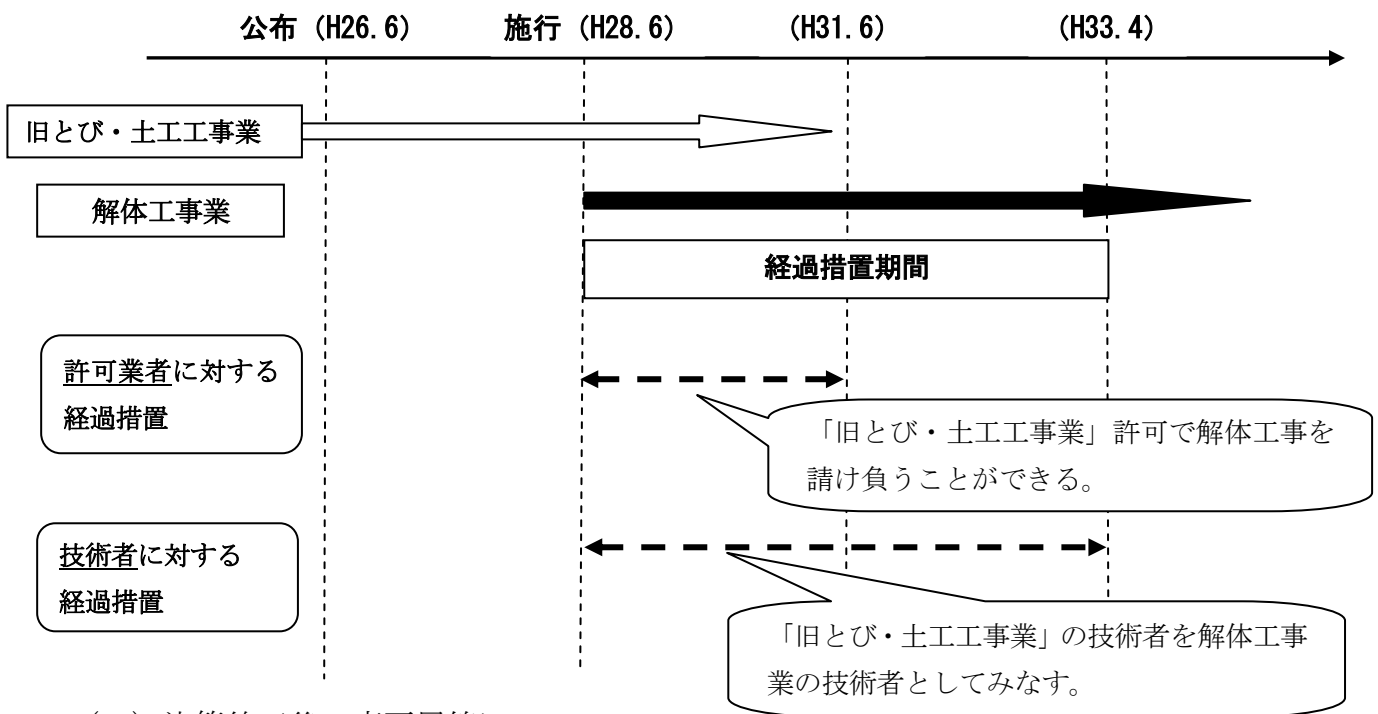
資格については、12～15ページの「有資格コード一覧」をご確認ください。（高知県ホームページにはH28.6.1 掲載予定です。）

※なお、改正に伴い、資格コードの表記に変更がありますので、併せてご注意ください。

【実務経験について】

- ・ 「解体工事業」の実務経験年数は、「旧とび・土工工事業」の実務経験年数のうち解体工事業に係る実務経験年数とします。
- ・ 「新とび・土工工事業」の実務経験年数は、「旧とび・土工工事業」の全ての実務経験年数とします。

○施行後の経過措置について



(3) 決算終了後の変更届等について

「解体工事業」の業種新設に伴い、決算終了後の変更届等の完成工事高の記載に変更があります。

○許可申請時及び決算終了後の変更届について

- ・ 施行後の経過措置期間（平成31年5月31日まで）に、「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事の完成工事高は、「その他工事」に計上して下さい。ただし、「解体工事業」の許可申請時及び許可取得後の決算終了後の変更届は、「解体工事業」に計上して下さい。
- ・ 施行日前に「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事については、完成工事高を分けて記載する必要はありません。

○経営事項審査について

- ・ 経営事項審査については、51ページからの「建設業法等改正に伴う経営事項審査の改正点について（H28.6.1 施行）」をご覧ください。

(4) 建設リサイクル法*における解体工事業の登録について

建設業法の「解体工事業」の業種新設に伴い、建設リサイクル法に基づく、解体工事業の登録に関する規定が改正されます。

【改正内容】第21条

(*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

『解体工事業を営もうとする者（建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。』

「とび・土工工事業」⇒「解体工事業」に改正

※「旧とび・土工工事業」で解体工事業を営んでいる者については、建設業法の経過措置に合わせて、施行日から平成31年5月31日までの3年間は解体工事業の登録は不要です。

2. 許可申請書の様式変更について

今回の改正により、以下の様式に変更になります。新様式は、高知県建設管理課ホームページに掲載します。(H28.6.1 掲載予定)

★施行日(平成28年6月1日)以降の申請については、全て新様式をご使用下さい。

【許可申請】

※変更のある様式に網かけをしています。

様式	申請書類等	改正内容
	建設業許可申請書表紙及び略図記入様式(高知県独自様式)	
1号	建設業許可申請書	「解体」の業種欄の追加。経営業務の管理責任者の氏名欄増設。
別紙1	役員等の一覧表(H28.6より個人事業者の提出不要)	経営業務の管理責任者欄の削除。用紙下部の記載要領の変更。
別紙2-1	営業所一覧表(新規許可等)	「解体」の業種欄の追加。
別紙2-2	営業所一覧表(更新)	
別紙3	収入印紙、証紙等はり付け欄	
別紙4	専任技術者一覧表	
2号	工事経歴書	
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
4号	使用人数	
6号	誓約書	
7号	経営業務の管理責任者証明書 ※新規等は経営の経験がわかる書類を添付	
7号別紙	経営業務管理責任者略歴書	
8号	専任技術者証明書(新規・変更)	「解体」の業種欄の追加。
	資格証明書(写し)※資格要件に応じ提出	
	監理技術者資格者証の写し	
	卒業証明書(原本)※資格要件に応じ提出	
9号	実務経歴証明書	
10号	指導監督の実務経歴証明書	
	その他の資格証明書	
	監理技術者資格者証の写し	
11号	令3条に規定する使用人の一覧表	
11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)	「解体」の業種欄の追加。
12号	許可申請者(法人の役員・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	用紙下部の記載要領の変更。
13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	「現所」→「住所」へ変更。
	定款	
14号	株主(出資者)調書	
15号	貸借対照表	
16号	損益計算書 完成工事原価報告書	
17号	株主資本等変動計算書	
17号の2	注記表	
17号の3	附属明細表	
18号	貸借対照表	
19号	損益計算書	
	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
20号	営業の沿革	
20号の2	所属建設業者団体	
	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	
20号の3	健康保険等の加入状況	日付欄、申請者欄、許可番号欄の増設。
	健康保険等の加入状況がわかる確認資料	
20号の4	主要取引金融機関名	
	役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」	
	役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明	
	残高証明書・融資証明書	

【変更申請】

様式	申請書類等	改正内容
22号の2	変更届出書	「解体」の業種欄の追加。
22号の3	届出書	欠格要件の項目及び記載要領の変更。
22号の4	廃業届	「解体」の業種欄の追加。

3. 健康保険等の加入状況の変更届出について

既に提出をしている「健康保険等の加入状況（様式 20 号の 3）」の内容に変更があった場合、決算終了後の変更届出書の提出時と一緒に提出して下さい。

4. 特定建設業許可及び監理技術者等の配置要件について

建設業法施行令の一部を改正する政令により、特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限について以下の変更があります。

※民間工事における施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限においても同様に引き上げます。

建築一式工事：4,500 万円→6,000 万円 建築一式以外の工事：3,000 万円→4,000 万円

また、工事現場ごとに配置される主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額については以下のように変更されます。

建築一式工事：5,000 万円→7,000 万円 建築一式以外の工事：2,500 万円→3,500 万円

こちらの改正は、いずれも平成 28 年 6 月 1 日より施行され、請負契約の時点に関わらず、施行後は全ての工事について改正後の基準が適用されます。

また、監理技術者制度運用マニュアルにおいて、工期途中の監理技術者から主任技術者への交代は慎重かつ必要最小限とすることとされています。

★建設業法等改正の詳細、様式等については、下記ホームページをご覧ください。

◆国土交通省土地・建設産業局建設業課ホームページ：

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html

「建設業法施行令の一部改正する政令」の閣議決定について

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000409.html

◆高知県土木部建設管理課ホームページ：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/kyokatou-index.html>

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（平成28年6月までに適用）

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		<p>「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> ● ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	<ul style="list-style-type: none"> －
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ● ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ● 『左官工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をい
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
ロ	くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	<ul style="list-style-type: none"> －
ハ	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造工事は『土木一式工事』に該当する。
ニ	コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ● 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ● 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ● トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
ホ	その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（平成28年6月までに適用）

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ● 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ● 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロンの漏洩を防止する工事が含まれる。 ● 屎尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により屎尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ● 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ● 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははりり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ● 「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「土木一式工事」は「コンクリート工事」に該当する。根固めブロックの据付け等土木工事において規模の大方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付けの柱、梁等の部材の設置さいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはりり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロック積み、又ははりり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（平成28年6月までに適用）

建設工事の種類 （建設業法別表） 昭和46年制定 鋼構造物工事	建設工事の内容 （告示）	建設工事の例示 （建設業許可事務ガイドライン）	建設工事の区分の考え方 （建設業許可事務ガイドライン）
	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> 『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなり、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けけるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> 『建築板金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	<ul style="list-style-type: none"> 下地調整工事及びプラスチック工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	<ul style="list-style-type: none"> 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> 防水モルタルを用いた防水工事は左官事業、防水工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーベット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	<ul style="list-style-type: none"> 「情報制御設備工事」にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する業務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（平成28年6月までに適用）

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定 造園工事	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
	<p>整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事</p>	<p>植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事</p>	<p>「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>● 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>● 『機械器具設置工事』には、広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のよっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	<p>● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。</p>

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

1. 背景

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）が平成26年6月4日に公布されたところである。

建設業法等の一部を改正する法律のうち、当該解体工事の新設に係る規定等公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日を施行期日とされた規定の施行等のため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）を改正し所要の措置を講ずることとする。

2. 概要

（1）解体工事に係る技術者要件の見直し

ア 解体工事業の指定学科を「土木工学又は建築学に関する学科」とする。【第1条】

イ 解体工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件を以下のとおり定める。【第7条の3】

- ①法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者
- ②技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
- ③職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定種目を一級のとびとするものに合格した者又は検定種目を二級のとびとするものに合格した後解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ④国土交通大臣の登録を受けた試験（登録試験）のうち、種目を解体工事とするもの（登録解体工事試験）に合格した者
- ⑤土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ⑥建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ⑦とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

また、これに伴い、登録解体工事試験の実施に係る所要の規定を整備する。【第7条の4～第7条の22】

※特定建設業の営業所専任技術者（監理技術者）の要件は告示において定める予定。

ウ 平成33年3月31日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者を、解体工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）として認めることを経過措置として規定。【附則第3条】

また、技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）、一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものについての既存合格者については、国土交通大臣の登録を受けた講習（以下、登録講習とい

う。)の受講又は解体工事に関し1年以上の実務経験を有していることにより解体工事の技術者として認めることを規定するとともに、上記イ②の者については、当面の間、登録講習の受講又は解体工事に関し1年以上の実務経験を有することにより解体工事の技術者として認めることを規定する。なお、登録講習については、新たに登録規定を設けるとともに、解体工事の工法及び実務並びに関係法令に関する内容とする。【附則第2条】

(2) とび・土工・コンクリート工事に係る技術者要件の見直し

とび・土工・コンクリート工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件として、とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者を加える。【第7条の3】

(3) 解体工事業の追加に伴う各種様式の改正【各様式】

(4) 登録講習の修了に係る情報の監理技術者資格者証への記載

監理技術者が国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した場合における修了証の交付を取りやめ、監理技術者資格者証に修了した旨を記載することとする。【第17条の6、第17条の7、第17条の11、第17条の30】

(5) 建設業許可の変更届出の対象追加

社会保険の加入状況を変更届出の対象とする。【第10条、様式第17号】

(6) 施行期日

この省令は、平成28年6月から施行することとする。

3. 今後のスケジュール

公	布	平成27年12月16日
施	行	平成28年6月1日

解体工事業の技術者要件

○監理技術者・・次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士 ※1
- ・ 1級建築施工管理技士 ※1
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

○主任技術者・・次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木） ※1
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体） ※1
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録技術試験（種目：解体工事）※3
- ・ 大卒（指定学科※4）3年以上、高卒（指定学科※4）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※3 平成28年6月1日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

※4 解体工事講習の指定学科は、土木工学又は建築学に関する学科

※5 ※1及び※2に記載の登録解体工事講習は、平成28年6月1日より登録講習の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 2

- 「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）
- 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
- 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

アルファベットが含まれるコード（OA、1A等）は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の許可を取得する方のみ使用してください。
 ※附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、平成33年3月31日迄は、解体工事の技術者とみなします（経過措置は許可業種に係らず全技術者が対象です）

アルファベットが含まれるコードは解体工事の許可を取得する方のみ使用

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
OA	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）（事務管理用）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
OB	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）（事務管理用）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
11	1級建設機械施工技士					7								7																	
1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）					7								7															7		
12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）					7								7																	
1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）					7								7															7		
13	1級土木施工管理技士					7		7				7	7			7											7		7		
1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）					7		7				7	7			7											7		7		
14	2級土木施工管理技士	種別	土 木					7			7	7															7		7		
1D			土木（附則第4条該当）					7			7	7																7		7	
15			鋼構造物塗装																7												
16			薬液注入																												
1E	薬液注入（附則第4条該当）																												7		
20	1級建築施工管理技士					7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7	7		7				7			7		
2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）					7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7	7		7				7			7		
21	2級建築施工管理技士	種別	建 築					7																					7		
22			軀 体					7		7		7	7																7		
2B			躯体（附則第4条該当）					7		7		7	7																7		
23			仕 上 げ					7	7	7	7		7				7	7	7	7		7									
27	1級電気工事施工管理技士																														
28	2級電気工事施工管理技士																														
29	1級管工事施工管理技士																														
30	2級管工事施工管理技士																														
33	1級造園施工管理技士																														
34	2級造園施工管理技士																														
37	1級建築士																														
38	2級建築士																														
39	木造建築士																														
41	建設・総合技術監理（建設）					7		7		7			7	7											7				7		
4A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）					7		7		7			7	7											7				7		
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）					7		7		7			7	7											7				7		
4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）					7		7		7			7	7											7				7		
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）					7		7																							
4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）					7		7																					7		
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）																														
45	機械・総合技術監理（機械）																														
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）																														
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）																														
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）																														
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）					7		7						7																	
4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）					7		7						7															7		
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																														
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）					7		7																							
5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）					7		7																					7		
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																														
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																														
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																														
55	第1種電気工事士																														
56	第2種電気工事士																														
58	電気主任技術者（第1種～第3種）																														
59	電気通信主任技術者																														
65	給水装置工事主任技術者																														
68	甲種 消防設備士																												7		
69	乙種 消防設備士																												7		

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 2/2

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
71	建築大工		7																										
64	型枠施工		7	7																									
6B	型枠施工（附則第4条該当）		7	7																									7
72	左官			7																									
57	とび・とび工					7																							7
5B	とび・とび工（附則第4条該当）					7																							7
73	コンクリート圧送施工			7																									
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）			7																									7
66	ウェルポイント施工			7																									
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）			7																									7
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																				
75	給排水衛生設備配管								7																				
76	配管（注1）・配管工								7																				
70	建築板金「ダクト板金作業」					7		7						7															
77	タイル張り・タイル張り工								7																				
78	築炉・築炉工・れんが積み								7																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7		7																					
80	石工・石材施工・石積み					7																							
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>												7																
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												7																
83	工場板金																												
84	板金・建築板金・板金工（注4）					7																							
85	板金・板金工・打出し板金																												
86	かわらぶき・スレート施工					7																							
87	ガラス施工																												
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																												
89	建築塗装・建築塗装工																												
90	金属塗装・金属塗装工																												
91	噴霧塗装																												
67	路面標示施工																												
92	畳製作・畳工																												
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																												
94	熱絶縁施工																												
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												7
96	造園																												
97	防水施工																												
98	さく井																												
61	地すべり防止工事					7																							
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）					7																							7
40	基礎ぐい工事					7																							
62	建築設備士								7	7																			
63	計装								7	7																			
60	解体工事																												7
99	その他（上記コードに該当するものを除く）		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
9A	その他（上記コードに該当するものを除く）（事務管理用）		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

職業能力開発促進法
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
 （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
 （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
 （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
 （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
 （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業) 1/2

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当(指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「3」…法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「6」…法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「9」…法第15条第2号イ該当(国家資格取得者等)

アルファベットが含まれるコード(0A、1A等)は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の許可を取得する方のみ使用してください。
 ※附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、平成33年3月31日迄は、解体工事の技術者とみなします(経過措置は許可業種に係らず全技術者が対象です)

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2			2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			
0A	法第7条第2号 イ 該当(事務管理用)			2	2	2	2			2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5			5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			
0B	法第7条第2号 ロ 該当(事務管理用)			5	5	5	5			5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			
03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3							3	3	3	3											3								
04	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)			6	6	6	6			6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			
11	1級建設機械施工技士	9			9								9																			
1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)	9			9								9															9				
12	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)				8																											
1B	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)				8																							8				
13	1級土木施工管理技士	9			9	9						9	9	9		9											9	9				
1C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)	9			9	9						9	9	9		9											9	9				
14	2級土木施工管理技士	種別	土 木			8	8							8													8	8				
1D			土木(附則第4条該当)			8	8								8													8	8			
15			鋼構造物塗装															8														
16			薬液注入				8																									
1E	薬液注入(附則第4条該当)				8																							8				
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9				9	9	9		9	9	9	9	9	9	9			9			9	9				
2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)	9	9	9	9	9	9				9	9	9		9	9	9	9	9	9	9			9			9	9				
21	2級建築施工管理技士	種別	建 築																									8				
22			躯体			8	8						8	8														8	8			
2B			躯体(附則第4条該当)			8	8						8	8														8	8			
23			仕 上 げ			8	8	8	8					8		8	8	8	8	8	8			8								
27	1級電気工事施工管理技士								9																							
28	2級電気工事施工管理技士																															
29	1級管工事施工管理技士								9																							
30	2級管工事施工管理技士																															
33	1級造園施工管理技士																								9							
34	2級造園施工管理技士																															
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
37	1級建築士			9	9				9			9	9								9											
38	2級建築士			8					8			8									8											
39	木造建築士			8																												
41	建設・総合技術監理(建設)	9			9				9			9	9												9			9				
4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)	9			9				9			9	9												9			9				
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	9			9				9			9	9												9			9				
4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)	9			9				9			9	9												9			9				
43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9			9																											
4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)	9			9																							9				
44	電気電子・総合技術監理(電気電子)								9																9							
45	機械・総合技術監理(機械)																								9							
46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)											9												9								
47	上下水道・総合技術監理(上下水道)											9																9				
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)											9														9		9				
49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9			9																											
4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)	9			9																							9				
50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																									9						
51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9			9																					9						
5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)	9			9																					9		9				
52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)											9																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)											9																9				
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)											9																9				
55	第1種電気工事士																															
56	第2種電気工事士																															
58	電気主任技術者(第1種~第3種)																															
59	電気通信主任技術者																								8							
65	給水装置工事主任技術者																															
68	甲種 消防設備士																											8				
69	乙種 消防設備士																											8				
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

アルファベットが含まれるコードは解体工事の許可を取得する方のみ使用

建設業法(技術検定)

建築士法

技術士法

電気工事士法

電気事業法

電気通信事業法

水道法

消防法

解体工事業の資格（解体工事業の許可を申請する事業者用資料）

★アルファベットが含まれるコードは解体工事業の許可を申請する方のみご使用ください。

解体工事業の資格、技術者の経過措置により大きく以下の3パターンに分けられます。
12～15ページの有資格コード一覧と併せてご確認ください。

◎パターン1：経過措置期間中（平成33年3月31日迄）は「旧とび・土工事業」の技術者は「解体工事業」の技術者とみなします（附則4条による）

資格	平成28年3月31日までに合格した者	平成28年4月1日以降に合格した者
1級建設機械施工技士	1A	解体工事業の技術者にはなれません
2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	1B	
2級土木施工管理技士（薬液注入）	1E	
農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	4C	
水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	4D	
森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5A	
型枠施工	6B	
コンクリート圧送施工	7A	
ウェルポイント施工	6C	
地すべり防止工事（実務1年）	6A	

→上記の資格については、経過措置後は「解体工事業」の技術者にはなれません。

◎パターン2：経過措置期間中（平成33年3月31日迄）は「旧とび・土工事業」の技術者は「解体工事業」の技術者とみなします（附則4条による）

資格	平成28年3月31日までに合格した者 （実務経験1年未満、講習未受講）	平成28年4月1日以降に合格した者 もしくは 平成28年3月31日までに合格し、かつ、 解体の実務経験1年あるいは講習受講の者
1級土木施工管理技士	1C	13
2級土木施工管理技士（土木）	1D	14
1級建築施工管理技士	2A	20
2級建築施工管理技士（躯体）	2B	22
建設・総合技術監理（建設）	4A	41
建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	4B	42
とび・とび工	5B	57

→上記の資格については、経過措置後は平成28年4月1日以降の資格合格者、もしくは平成28年3月31日までに合格し、かつ解体の実務経験1年あるいは講習受講者でなければ「解体工事業」の技術者にはなれません。

*アルファベットを含むコードで登録した技術者が実務経験1年を積むか、もしくは講習を受講した場合、コードの変更届の提出が必要ですので、ご注意ください。

（例：1Cで登録していた方が、実務経験1年を積むか、もしくは講習を受講した場合→1Cから13への変更届を提出してください）

◎パターン3：今回、解体工事業の技術者要件として新設された為、経過措置なし→平成28年4月1日以降の資格合格者、もしくは平成28年3月31日までに合格し、かつ、解体の実務経験1年あるいは講習受講者でなければ「解体工事業」の技術者にはなれません。

資格	平成28年3月31日までに合格した者 （実務経験1年未満、講習未受講）	平成28年4月1日以降に合格した者 もしくは 平成28年3月31日までに合格し、かつ、 解体の実務経験1年あるいは講習受講の者
2級建築施工管理技士（建築）	解体工事業の技術者にはなれません	21

→上記の資格については、新設の為、経過措置の対象ではありません。ご注意ください。

改正案

様式第一号（第二条関係）

様式第一号（第二条関係）

(関係人) 00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道建設部長
知事

平成 年 月 日

行政庁制記入欄

大庄コード 知事

項番 01 国土交通大臣許可（特）第 号 平成 年 月 日

許可年月日

申請の区分 02 1.新 項 4.業 種 加 7.特 殊 項 + 更新
2.許可取得更新 5.度 新 6.業 種 加 + 更新
3.特 項 8.特 殊 項 + 業 種 加 9.特 殊 項 + 業 種 加 + 更新

申請の区分 02 1.新 項 4.業 種 加 7.特 殊 項 + 更新
2.許可取得更新 5.度 新 6.業 種 加 + 更新
3.特 項 8.特 殊 項 + 業 種 加 9.特 殊 項 + 業 種 加 + 更新

申請年月日 03 年 月 日

申請者

土建 大庄上 五 屋 業 種 之 業 種 加 防 火 防 煙 防 毒 防 火 防 煙 防 毒 防 火 防 煙 防 毒 防 火 防 煙 防 毒

許可を承けようとする建設業 04

申請時において既に許可を受けている建設業 05

商号又は名称のフリガナ 06

商号又は名称 07

代表者又は個人
の氏名のフリガナ 08

代表者又は個人
の氏名 09

代表者又は個人
の住所 10

代表者又は個人
の住所 11

郵便番号 12

ファイカス番号

資本金額 13

又は出資総額 14

事業の有無 15

建設業の管理責任者 16

1. 一般
2. 特定

法人又は個人
の別 (1. 法人)
(2. 個人)

建設業以外に行っている事業の種類

市区町村名

郵便番号

電話番号

許可区分の区分 15 (1. 大臣許可一知事許可 2. 知事許可一大臣許可 3. 知事許可一他の知事許可)

大庄コード 知事

日 時 可 番 号 16 国土交通大臣許可（特）第 号 平成 年 月 日

日 時 可 番 号 16 国土交通大臣許可（特）第 号 平成 年 月 日

申請者

住所等

電話番号

建設業以外に行っている事業の種類

現行

様式第一号（第二条関係）

様式第一号（第二条関係）

(関係人) 00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道建設部長
知事

平成 年 月 日

行政庁制記入欄

大庄コード 知事

項番 01 国土交通大臣許可（特）第 号 平成 年 月 日

許可年月日

申請の区分 02 1.新 項 4.業 種 加 7.特 殊 項 + 更新
2.許可取得更新 5.度 新 6.業 種 加 + 更新
3.特 項 8.特 殊 項 + 業 種 加 9.特 殊 項 + 業 種 加 + 更新

申請の区分 02 1.新 項 4.業 種 加 7.特 殊 項 + 更新
2.許可取得更新 5.度 新 6.業 種 加 + 更新
3.特 項 8.特 殊 項 + 業 種 加 9.特 殊 項 + 業 種 加 + 更新

申請年月日 03 年 月 日

申請者

土建 大庄上 五 屋 業 種 之 業 種 加 防 火 防 煙 防 毒 防 火 防 煙 防 毒 防 火 防 煙 防 毒

許可を承けようとする建設業 04

申請時において既に許可を受けている建設業 05

商号又は名称のフリガナ 06

商号又は名称 07

代表者又は個人
の氏名のフリガナ 08

代表者又は個人
の氏名 09

代表者又は個人
の住所 10

代表者又は個人
の住所 11

郵便番号 12

ファイカス番号

資本金額 13

又は出資総額 14

事業の有無 15

建設業の管理責任者 16

1. 一般
2. 特定

法人又は個人
の別 (1. 法人)
(2. 個人)

建設業以外に行っている事業の種類

市区町村名

郵便番号

電話番号

許可区分の区分 15 (1. 大臣許可一知事許可 2. 知事許可一大臣許可 3. 知事許可一他の知事許可)

大庄コード 知事

日 時 可 番 号 16 国土交通大臣許可（特）第 号 平成 年 月 日

日 時 可 番 号 16 国土交通大臣許可（特）第 号 平成 年 月 日

申請者

住所等

電話番号

建設業以外に行っている事業の種類

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～5 (略)

6 ④「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

7～17 (略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～5 (略)

6 ④「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

7～17 (略)

別紙二(1)

別紙二(1)

(用紙A4)

営業所一覧表（新規許可等）

行政府届記入欄

区分 申請 1 1 1
 大区コード
 項番 1 2 3
 許可番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

昭和年月日 平成 年 月 日

国土交通大臣許可(般-特)第 号

(主たる営業所)

フリガナ

主たる営業所の名称
 営業しようとする建設業

変更前

1. 一般
 2. 特定

(従たる営業所)

フリガナ

主たる営業所の名称
 営業しようとする建設業

変更前

1. 一般
 2. 特定

(従たる営業所)

フリガナ

主たる営業所の名称
 営業しようとする建設業

変更前

1. 一般
 2. 特定

別紙二(1)

別紙二(1)

(用紙A4)

営業所一覧表（新規許可等）

行政府届記入欄

区分 申請 1 1 1
 大区コード
 項番 1 2 3
 許可番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

昭和年月日 平成 年 月 日

国土交通大臣許可(般-特)第 号

(主たる営業所)

フリガナ

主たる営業所の名称
 営業しようとする建設業

変更前

1. 一般
 2. 特定

(従たる営業所)

フリガナ

主たる営業所の名称
 営業しようとする建設業

変更前

1. 一般
 2. 特定

(従たる営業所)

フリガナ

主たる営業所の名称
 営業しようとする建設業

変更前

1. 一般
 2. 特定

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1・2 (略)

3 ⑧及び⑧「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熟絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4～6 (略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1・2 (略)

3 ⑧及び⑧「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熟絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4～6 (略)

別紙四
(略)

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とをー（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	ほ装工事(ほ)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者）については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

別紙四
(略)

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とをー（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	ほ装工事(ほ)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者）については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載要領

1～6 (略)

7 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） ダイヤル・れんが・ブロッツク工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） は装工事（注） しゆんせつ工事（しゆ） 板金工事（板） ガラス工事（カ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 解体工事（解）
--	---	--

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8～10 (略)

記載要領

1～6 (略)

7 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） ダイヤル・れんが・ブロッツク工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） は装工事（注） しゆんせつ工事（しゆ） 板金工事（板） ガラス工事（カ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 解体工事（解）
--	---	--

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8～10 (略)

様式第十一号の二

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

（欄外A.4）
0 0 0 0 7

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の欄外に更新があったので、届出をします。

地方整備局長
北海道開発局長
知事

申請者
届出者

区 分 7 1 項番 3 有資格区分等
の更新

許可番号 7 2 国土交通大臣許可（特）
知事

許可年月日 平成 年 月 日

5. 取消者の削除
追加

申請者
届出者

氏名 7 3 生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

（フリガナ）

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

（フリガナ）

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

（フリガナ）

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

（フリガナ）

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

様式第十一号の二

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

（欄外A.4）
0 0 0 0 7

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の欄外に更新があったので、届出をします。

地方整備局長
北海道開発局長
知事

申請者
届出者

区 分 7 1 項番 3 有資格区分等
の更新

許可番号 7 2 国土交通大臣許可（特）
知事

許可年月日 平成 年 月 日

5. 取消者の削除
追加

申請者
届出者

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

（フリガナ）

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

（フリガナ）

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

（フリガナ）

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

（フリガナ）

氏名 7 3 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 平成 年 月 日

7 4 土建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 骨 方 造 防 内 積 造 運 圓 井 具 水 消 屠 屠

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 7 5

記載要領

1～6 (略)

7 [4]「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄は、[7][1]「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハに該当する技術者を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」.....法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」.....法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」.....法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」.....法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」.....法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事 (土)	鋼鐵造物工事 (鋼)	熟練工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	は装工事 (は)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゅんせつ工事 (しゆ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	板金工事 (板)	建具工事 (具)
石工事 (石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	解体工事 (解)
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	
	機械器具設置工事 (機)	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、[7][1]「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8 (略)

記載要領

1～6 (略)

7 [4]「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄は、[7][1]「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハに該当する技術者を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」.....法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」.....法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」.....法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」.....法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」.....法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事 (土)	鋼鐵造物工事 (鋼)	熟練工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	は装工事 (は)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゅんせつ工事 (しゆ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	板金工事 (板)	建具工事 (具)
石工事 (石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	解体工事 (解)
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	
	機械器具設置工事 (機)	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、[7][1]「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8 (略)

様式第十二号（第四条関係）

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

許可申請者（**法人の役員等**）の住所、生年月日等に関する調書
 本法
 法定代理人
 法定代理人の役員等

住所				年	月	日	日生
氏名				生	年	月	日
役名等							
賞							
罰							
上記のとおり相違ありません。							
				平成	年	月	日
						氏名	印

記載事項

- 1 「（**法人の役員等**）
（**本法
法定代理人**）
（**法定代理人の役員等**）」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第十二号（第四条関係）

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

許可申請者（**法人の役員等**）の住所、生年月日等に関する調書
 本法
 法定代理人
 法定代理人の役員等

住所				年	月	日	日生
氏名				生	年	月	日
役名等							
賞							
罰							
上記のとおり相違ありません。							
				平成	年	月	日
						氏名	印

記載事項

- 1 「（**法人の役員等**）
（**本法
法定代理人**）
（**法定代理人の役員等**）」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
 （新設）
- 4 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第十三号（第四号関係）

様式第十三号（第四号関係）

（用紙A4）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書

姓	班					
氏名		生	年	月	日	日生
営業所名						
職名						
年	月	日	賃	額	評	の
			内			
			容			
上記のとおり相違ありません。						
			平成	年	月	日
					氏名	印

記載要領

「賃額」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十三号（第四号関係）

様式第十三号（第四号関係）

（用紙A4）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書

姓	班					
氏名		生	年	月	日	日生
営業所名						
職名						
年	月	日	賃	額	評	の
			内			
			容			
上記のとおり相違ありません。						
			平成	年	月	日
					氏名	印

記載要領

「賃額」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号の三

様式第二十号の三（第四系、重工業関係）

（用紙A.4）

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記の通りです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

地方整備局
 北海道建設局
 建設部

申請書
 提出書

平成 年 月 日

建設局 重工業関係（建設）重工業関係 年 月 日 至 年 月 日 迄

（事業所毎の保険加入の有無）

事業所の名称	従業員数	保険加入の有無		事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	健康保険	厚生年金保険
(人)	(人)			健康保険	
(人)	(人)			厚生年金保険	
(人)	(人)			健康保険	
(人)	(人)			厚生年金保険	
(人)	(人)			健康保険	
(人)	(人)			厚生年金保険	
(人)	(人)			健康保険	
(人)	(人)			厚生年金保険	
(人)	(人)			健康保険	
(人)	(人)			厚生年金保険	
(人)	(人)			健康保険	
(人)	(人)			厚生年金保険	
合計	(人)				

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第二十号の三

様式第二十号の三（第四系関係）

（用紙A.4）

健康保険等の加入状況

事業所の名称	従業員数	保険加入の有無		事業所整理記号等
		健康保険	厚生年金保険	
(人)	(人)			健康保険 厚生年金保険 雇用保険
(人)	(人)			健康保険 厚生年金保険 雇用保険
(人)	(人)			健康保険 厚生年金保険 雇用保険
(人)	(人)			健康保険 厚生年金保険 雇用保険
(人)	(人)			健康保険 厚生年金保険 雇用保険
(人)	(人)			健康保険 厚生年金保険 雇用保険
(人)	(人)			健康保険 厚生年金保険 雇用保険
(人)	(人)			健康保険 厚生年金保険 雇用保険
合計	(人)			

記載要領

1. この表は、次の（1）及び（2）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合は特定建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合
- この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、申請時の加入状況を記入すること。
- (2) 既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合は、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2. 「申請者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3. 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」及び「一般
知事」については、不要のものを消すこと。

4. 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5. 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。

6. 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）に記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

7. 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

8. 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

9. 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。

10. 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

記載要領

1. 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
2. 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）に記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
3. 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
4. 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
5. 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
6. 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号に記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

- 7 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 8 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

(登録技術試験の名称)合格証明書

氏名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第七条の四第一号の表の登録技術試験のうち、(登録技術試験の種目)に合格した者であることを証します。

(登録技術試験の名称)の
 合格年月日 _____ 年 月 日
 交付年月日 _____ 年 月 日
 合格証明書番号 _____ 年 第 _____ 号

(登録技術試験実施機関の名称) _____ 印
 (登録番号 第 _____ 番)

(登録地すべり防止工事試験の名称)合格証明書

氏名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび、土工工事業の項第四号の登録地すべり防止工事試験に合格した者であることを証します。

登録地すべり防止工事試験の
 合格年月日 _____ 年 月 日
 交付年月日 _____ 年 月 日
 合格証明書番号 _____ 年 第 _____ 号

(登録地すべり防止工事試験実施機関の名称) _____ 印
 (登録番号 第 _____ 番)

様式第二十二号

(登録計装試験の名称) 合格証明書	
氏名	
生年月日	年 月 日
この者は、建設業法施行規則第七条の三第二号の表電気工事業の項第六号の登録計装試験に合格した者であることを証します。	
登録計装試験の合格年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
合格証明書番号	第 号
(登録計装試験実施機関の名称) 印	
(登録番号 第 番)	

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～20 (略)

21 8 3及び8 8 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のコラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熟絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイトル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

22

(略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～20 (略)

21 8 3及び8 8 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のコラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熟絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイトル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

22

(略)

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(明細A.4)
0 0 0 0 8

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 経営業務の管理責任者を削除した
(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(4) 専任の技術者を削除した
(5) 欠格要件に該当するに至った

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事

届 出 者 _____ 印

項 目 大正コード

許 可 番 号 5 1 _____ 国土交通大臣許可（般-特）第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 許可年月日

記

{ (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準（経営業務の管理責任者）を満たさなくなった場合
(2) 経営業務の管理責任者を削除した場合
元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
氏 名 5 2 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

{ (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準（専任の技術者）を満たさなくなった場合
(4) 専任の技術者を削除した場合
元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
氏 名 5 3 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

氏 名 5 3 _____ 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 5 3 _____ 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 5 3 _____ 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 5 3 _____ 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由



様式第二十二号の三（第十条の二関係）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(明細A.4)
0 0 0 0 8

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 経営業務の管理責任者を削除した
(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(4) 専任の技術者を削除した
(5) 欠格要件に該当するに至った

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事

届 出 者 _____ 印

項 目 大正コード

許 可 番 号 5 1 _____ 国土交通大臣許可（般-特）第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 許可年月日

記

{ (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準（経営業務の管理責任者）を満たさなくなった場合
(2) 経営業務の管理責任者を削除した場合
元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
氏 名 5 2 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

{ (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準（専任の技術者）を満たさなくなった場合
(4) 専任の技術者を削除した場合
元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
氏 名 5 3 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

氏 名 5 3 _____ 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 5 3 _____ 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 5 3 _____ 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 5 3 _____ 元号（平成H、昭和S、大正T、明治M）
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由



記載要領

1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1)～(4) (略)
- (5) 法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合この場合、「(5)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。

2～6 (略)

7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事に

ついて、次の表の()内に示された略号で記載すること。

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事 (鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	ほ装工事 (ほ)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゆんせつ工事 (しゆ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	板金工事 (板)	建具工事 (具)
石工事 (石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	解体工事 (解)
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	機械器具設置工事 (機)	

記載要領

1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1)～(4) (略)
- (5) 法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合この場合、「(5)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。

2～6 (略)

7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事に

ついて、次の表の()内に示された略号で記載すること。

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事 (鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	ほ装工事 (ほ)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゆんせつ工事 (しゆ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	板金工事 (板)	建具工事 (具)
石工事 (石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	解体工事 (解)
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	機械器具設置工事 (機)	

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第二十二号の四（第十條の三關係）

様式第二十二号の四（第十條の三關係）

(用紙A4)
0 0 0 0 9

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届出者 _____ 印

届出の区分 5 4 3 (1. 全部の業種の廃業)
(2. 一部の業種の廃業)

大臣コード _____ 3
国土交通大臣 知事 (特 -) 第 _____ 5
許可番号 5 5 _____ 10
許可年月日 _____ 11 _____ 13 _____ 15
平成 年 月 日

記

廃止した建設業 5 6 _____ 10 _____ 15 _____ 20 _____ 25 _____ 30
届出時に許可を受けている建設業 5 7 _____ 10 _____ 15 _____ 20 _____ 25 _____ 30
1. 一般
2. 特定

行政庁書記入欄
整理区分 5 8 3
決裁年月日 5 9 _____ 年 5 _____ 月 7 日

【備考】

- 廃業等の年月日 平成 年 月 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第二十二号の四（第十條の三關係）

様式第二十二号の四（第十條の三關係）

(用紙A4)
0 0 0 0 9

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届出者 _____ 印

届出の区分 5 4 3 (1. 全部の業種の廃業)
(2. 一部の業種の廃業)

大臣コード _____ 3
国土交通大臣 知事 (特 -) 第 _____ 5
許可番号 5 5 _____ 10
許可年月日 _____ 11 _____ 13 _____ 15
平成 年 月 日

記

廃止した建設業 5 6 _____ 10 _____ 15 _____ 20 _____ 25 _____ 30
届出時に許可を受けている建設業 5 7 _____ 10 _____ 15 _____ 20 _____ 25 _____ 30
1. 一般
2. 特定

行政庁書記入欄
整理区分 5 8 3
決裁年月日 5 9 _____ 年 5 _____ 月 7 日

【備考】

- 廃業等の年月日 平成 年 月 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～5 (略)

6 [5] [6] 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
マイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	
7～9 (略)		

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～5 (略)

6 [5] [6] 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
マイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	
7～9 (略)		

監理技 術者講 習修了 程度	修了番号: 蓋	修了至月日:
氏名:	修了至月日:	
講習実施機関名:		印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

様式第二十五号の三（第十七条の六関係）

(表面)

(裏面)

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍)を記載すること。

資格者証交付申請書

国土交通大臣 昭和 年 月 日

指定資格者証交付機関代表者 記

（注）本表は、
資格者証交付申請書
として提出する。
（注）本表は、
資格者証交付申請書
として提出する。
（注）本表は、
資格者証交付申請書
として提出する。

1. 申請区分
【申請する区分に○印
を付けてください。】

2. 氏名
姓 名 年 月 日

3. 申請者氏名
フリガナ 年 月 日

4. 生年月日
年 月 日

5. 本籍
都道府県コード 都道府県

6. 住所
都道府県コード 市区町村名、地区名、住居番号

7. 所属建設業者
建設番号 電話番号

8. 監理技術者資格
(1) 区分 番号 (2) 区分 番号
(3) 区分 番号 (4) 区分 番号
(5) 区分 番号 (6) 区分 番号
(7) 区分 番号 (8) 区分 番号
(9) 区分 番号 (10) 区分 番号

9. 監理技術者資格
年 月 日

山 受 付 番 号 交 付 場 所 交 付 日 年 月 日

資格者証交付申請書

国土交通大臣 昭和 年 月 日

指定資格者証交付機関代表者 記

（注）本表は、
資格者証交付申請書
として提出する。
（注）本表は、
資格者証交付申請書
として提出する。
（注）本表は、
資格者証交付申請書
として提出する。

1. 申請区分
【申請する区分に○印
を付けてください。】

2. 氏名
姓 名 年 月 日

3. 申請者氏名
フリガナ 年 月 日

4. 生年月日
年 月 日

5. 本籍
都道府県コード 都道府県

6. 住所
都道府県コード 市区町村名、地区名、住居番号

7. 所属建設業者
建設番号 電話番号

8. 監理技術者資格
(1) 区分 番号 (2) 区分 番号
(3) 区分 番号 (4) 区分 番号
(5) 区分 番号 (6) 区分 番号
(7) 区分 番号 (8) 区分 番号
(9) 区分 番号 (10) 区分 番号

9. 監理技術者資格
年 月 日

山 受 付 番 号 交 付 場 所 交 付 日 年 月 日

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～9 (略)

10 「監理技術者資格」の欄における「区分」のカラムには、資格者証に記載しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には05と記入すること。

「番号」のカラムには、当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じた下表の番号を、法第15条第2号へに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えれば□□□□□□□□□□12のように入力して右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	コード	建設業の種類
03	大工	15	板金	24	く
04	左官	16	カ	25	さ
05	とび・土工・コンクリート工事	17	塗装	26	水道
06	石工	18	防水	27	消
07	屋根	19	内装	28	掃
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置	29	体
12	鉄筋	21	熱電		
14	しゅんせつ	22	電気通信		

11 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去5年以内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内に講習を複数回修了している場合にあっては、最新のものの修了番号を記入すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～9 (略)

10 「監理技術者資格」の欄における「区分」のカラムには、資格者証に記載しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には05と記入すること。

「番号」のカラムには、当該資格が法第27条第1項の規定による一般の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じた下表の番号を、法第15条第2号へに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えれば□□□□□□□□□□12のように入力して右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	コード	建設業の種類
03	大工	15	板金	24	く
04	左官	16	カ	25	さ
05	とび・土工・コンクリート工事	17	塗装	26	水道
06	石工	18	防水	27	消
07	屋根	19	内装	28	掃
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置	28	掃
12	鉄筋	21	熱電		
14	しゅんせつ	22	電気通信		

(新設)

（表面）

氏名	年月日	生	本籍
住所	初回交付年月日	交付年月日	年月日
写真	交付番号	第	号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効 国土交通大臣 指定資格者証交付機代表者		
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土木・大五と石屋電管タ調筋通し砂橋方通防内機通通園井具水消清		
有・無			

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

（裏面）

修了番号: 第	号	修了年月日:
氏名:	修了	年月日:
講習施設機関名:		
印		
資格者証備考		

備考
1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
2 磁気ストライプを埋めなければならないこと。

（表面）

氏名	年月日	生	本籍
住所	初回交付年月日	交付年月日	年月日
写真	交付番号	第	号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効 国土交通大臣 指定資格者証交付機代表者		
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土木・大五と石屋電管タ調筋通し砂橋方通防内機通通園井具水消清		
有・無			

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

（裏面）

備考

備考
1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
2 裏面上部に磁気ストライプをはり付けること。

様式第二十五号の六（第十七条の三十一関係）

（略）

記載要領

1～9 （略）

10 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている資格者証を有しなくなつた場合についてのみ記入すること。その際、「区分」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には05と記入すること。

「番号」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第27条第1項の規定による一般の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一般の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えれば□□□□□□□□12のように入力すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	コード	建設業の種類
03	大工	15	板金	24	くさ
04	左官	16	方装	25	具
05	とび・土工・コンクリート工事	17	塗水	26	道
06	石工	18	防内	27	防
07	屋根	19	内装	28	掃
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置	29	体
12	鉄筋	21	熱電		
14	しゅんせつ	22	電気		

様式第二十五号の六（第十七条の三十一関係）

（略）

記載要領

1～9 （略）

10 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている資格者証を有しなくなつた場合についてのみ記入すること。その際、「区分」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には05と記入すること。

「番号」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第27条第1項の規定による一般の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一般の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えれば□□□□□□□□12のように入力すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	コード	建設業の種類
03	大工	15	板金	24	くさ
04	左官	16	方装	25	具
05	とび・土工・コンクリート工事	17	塗水	26	道
06	石工	18	防内	27	防
07	屋根	19	内装	28	掃
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置	28	掃
12	鉄筋	21	熱電	28	掃
14	しゅんせつ	22	電気	28	掃

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～7

(略)

8. 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去5年以内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内に講習を複数回修了している場合にあつては、最新のものの修了番号を記入すること。

記載要領

1～7

(新設)

(略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

(別表) (二) (抄)
(略)

		(略)	
建設業法	11	一級建設機械施工技士	
	1A	〃 (附則第4条該当)	
	12	二級	
	1B	〃 (第1種~第6種)	
	13	一級土木施工管理技士	
	1C	〃 (附則第4条該当)	
	14	二級	
	1D	〃 (土木)(附則第4条該当)	
	16	〃 (薬液注入)	
	1E	〃 (薬液注入)(附則第4条該当)	
	20	一級建築施工管理技士	
	2A	〃 (附則第4条該当)	
	22	〃 (郵便)	
	2B	〃 (郵便)(附則第4条該当)	
			(略)

		(略)
技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)
	4A	〃 (附則第4条該当)
	42	建設(鋼構造及びコンクリート)・総合技術監理(建設(鋼構造物及びコンクリート))
	4B	農業(農業土木)・総合技術監理(農業(農業土木))
	4C	〃 (附則第4条該当)
	49	水産(水産土木)・総合技術監理(水産(水産土木))
	4D	〃 (附則第4条該当)
	51	森林(森林土木)・総合技術監理(森林(森林土木))
	5A	〃 (附則第4条該当)

		(略)
職業能力開発促進法	71	建築大工(1級)
	64	型枠施工(1級)
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)
	72	左官(1級)
	57	どび・どび工(1級)
	5B	どび・どび工(1級)(附則第4条該当)
	73	コンクリート圧送施工(1級)
	7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)
	66	ウエルポイント施工(1級)
	6C	ウエルポイント施工(1級)(附則第4条該当)
	61	地すべり防止工事
	6A	〃 (附則第4条該当)
	63	計装
	60	解体工事
99	その他	

(別表) (二) (抄)
(略)

		(略)	
建設業法	11	一級建設機械施工技士	
	12	二級	
	13	一級土木施工管理技士	
	14	二級	
	16	〃 (薬液注入)	
	20	一級建築施工管理技士	
	22	〃 (郵便)	
			(略)

		(略)	
技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)	
	42	建設(鋼構造及びコンクリート)・総合技術監理(建設(鋼構造物及びコンクリート))	
	49	農業(農業土木)・総合技術監理(農業(農業土木))	
	49	水産(水産土木)・総合技術監理(水産(水産土木))	
	51	森林(森林土木)・総合技術監理(森林(森林土木))	
			(略)

		(略)
職業能力開発促進法	71	建築大工(1級)
	64	型枠施工(1級)
	72	左官(1級)
	73	どび・どび工・コンクリート圧送施工(1級)
	66	ウエルポイント施工(1級)
	61	地すべり防止工事
	63	計装
	99	その他

「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定しました

平成28年4月1日

国土交通省

土地・建設産業局

社会経済情勢の変化を踏まえ、建設業法上の金額要件を見直す「建設業法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令を改正する必要があります。

2. 政令改正の概要

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては4,500万円から6,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,000万円から4,000万円に、それぞれ引き上げます。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様の引上げを行います。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては2,500万円から3,500万円に、それぞれ引き上げます。

3. スケジュール

- ・ 閣 議 日：平成28年4月1日（金）
- ・ 公 布 日：平成28年4月6日（水）
- ・ 施 行 日：平成28年6月1日（水）

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課

課長補佐 田村（内線24710） 法規係長 鈴木（内線24754）

代表電話：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8277

建設業許可等に係る改正事項について

I. 解体工事業が新設されます(平成28年6月1日施行)

▶ 解体工事を施行する場合は、解体工事業の許可が必要となります

施行日以降、従来、とび・土工工事業で行っていた工作物解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要となります。

解体工事業の技術者要件は以下のとおりです。

● 特定建設業の営業所専任技術者（監理技術者）要件

- ・ 1級土木施工管理技士※1
- ・ 1級建築施工管理技士※1
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

● 一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）要件

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）※1
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）※1
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録技術試験（種目：解体工事）※3
- ・ 大卒（指定学科※4）3年以上、高卒（指定学科※4）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※3 平成28年6月1日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

※4 解体工事業の指定学科は、土木工学又は建築学に関する学科

※5 ※1及び※2に記載の登録解体工事講習は、平成28年6月1日より登録講習の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

▶ 解体工事業の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査が新設されます

施行日以降に経営事項審査を受審する場合は、新たな業種区分に基づき評価されます。

（経過措置あり）

□ 解体工事業の新設に伴う経過措置について

- ① 施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成31年5月31日までの間は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。
- ② 施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなされます。また、経管者に準ずる地位における経験も同様です。
- ③ 施行日時点でとび・土工工事業の技術者に該当する者は、平成33年3月31日までの間は、解体工事業の技術者とみなされます。
- ④ 経営事項審査においても、平成31年5月31日までの間は、従来のとび・土工工事業と変わらない評価による点数も算出します（完成工事高・技術職員数）。また、平成33年3月31日までの間は、上記③に該当する者も解体工事業の技術職員として評価されます。

II. 経営業務管理責任者の要件が緩和されます (平成28年6月1日施行)

➤ 役員の範囲が拡大されます

役員に、業務を執行する社員、取締役、執行役等のほか、これらに準ずる地位にあり、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等も追加されます。

➤ 確認書類が簡素化されます

職務経験を確認するための書類を、請負契約の締結等経営業務に関する決裁書等に代えて、取締役会の議事録や人事発令書等とします。

III. 金額要件が一部緩和されます(平成28年6月1日施行)

➤ 特定建設業の許可や監理技術者の配置、民間工事における施工体制台帳の作成を要する下請契約の金額が引き上げられます

これまで建築一式工事以外の場合は3,000万円だった要件が4,000万円に、建築一式工事の場合は4,500万円だった要件が6,000万円に引き上げられます。

➤ 専任の現場配置技術者が必要な建設工事の請負代金額が引き上げられます

これまで建築一式工事以外の場合は2,500万円だった要件が3,500万円に、建築一式工事の場合は5,000万円だった要件が7,000万円に引き上げられます。

IV. 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合されます (平成28年6月1日施行)

➤ これまで別々に発行されていた資格者証と講習修了証が統合され、資格者証の裏面に講習修了履歴が掲載されることとなります

V. 専門学校卒業者の位置づけが明確化されます (平成28年4月1日施行)

➤ 実務経験者の対象範囲に、高度専門士が大学卒業相当、専門士が短期大学卒業相当、それ以外の専門学校修了者が高校卒業相当として位置づけられます

※高度専門士は専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第三条、専門士は同告示第二条に規定のものを指します。

VI. 技術者資格が追加されます(平成28年6月1日施行)

➤ 「登録基礎ぐい工事試験」がとび・土工工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者(主任技術者)の資格に追加されます

※平成28年6月1日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

VII. 申請様式等に法人番号欄が追加されます (平成28年11月1日施行)

➤ 建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書に法人番号(※)記載欄が追加されます

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)同法第39条第1項又は第2項に基づき、平成28年1月1日より国税庁長官から指定・通知される番号をいいます。

建設業法等改正に伴う経営事項審査の改正点について（H28.6.1 施行）

解体工事業追加等に係る建設業法等の改正に伴い、平成 28 年 6 月 1 日より経営事項審査（以下「経審」という。）の審査基準が改正されます。その概要は以下のとおりです。

1 経審改正の概要

(1) 経審の経過措置について

法施行後の許可業者に対する経過措置期間中（H28.6.1～H31.5.31 の 3 年間）に限り、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の経審結果に加え、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出し、通知します。

※経過措置の背景

法施行後（H28.6.1 以降）の経審において、これまでの「とび・土工工事業」の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業と解体工事業に切り分けて計上する必要があり、事業者によっては、これまでのとび・土工工事業の経審結果と比べ大きな変動が生じる可能性があるため。

(2) 経審申請書への記載方法について

① 工事種類別完成工事高・元請完成工事高について【経審申請書様式：別紙一】

法施行後の許可業者に対する経過措置期間中（H28.6.1～H31.5.31 の 3 年間）は、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審を受審される方は、経審申請書の別紙一（工事種類別完成工事高・元請完成工事高）において、必ず業種コード 300「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」も記載します。

<例> 【経審申請書：別紙一】において、とび・土工（解体を除く）を 100 千円、解体を 50 千円、その他工事（許可業種以外の工事）を 20 千円施工している場合における、経審申請時の許可保有状況別（3 パターン）完成工事高の記載金額

経審申請時の許可保有状況 (経過措置期間中)	経審の完成工事高【申請書：別紙一】 <単位：千円>				合計
	050 とび・土工	290 解体	300 とび・土工・解体（経過措置）	その他	
i 「とび・土工」の許可のみを有する場合	100	-	150 (とび 100 +解体 50)	70 (解体 50+ その他 20)	170
ii 「解体」の許可のみを有する場合	-	50	150 (とび 100 +解体 50)	120 (とび 100+ その他 20)	170
iii 「とび・土工」と「解体」両方の許可を有する場合	100	50	150 (とび 100 +解体 50)	20 (その他 20)	170

※ 「300 とび・土工・解体（経過措置）」の金額を、合計に加えないよう注意してください。

② 技術職員について【経審申請書様式：別紙二】

法施行後の技術者に対する経過措置期間中（H28.6.1～H33.3.31）は、経審申請書の別紙二（技術職員名簿）において、1 人の技術者について 2 業種までという制約が一部変

更になります。

- ◆ 「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の業種を選択した場合は、必ず「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」にも加点されます。(下記例1、例2参照)
- ◆ 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1つの業種とみなします。

※この場合、業種コードは99を使用します。(下記例3参照)

＜例＞ 【経審申請書：別紙二】において、業種コード「05：とび・土工」、「29：解体」及び「99：とび・土工・解体(経過措置)」を選択した場合における、それぞれの加点業種について

	業種コード1	業種コード2		加点業種1	加点業種2	加点業種3	加点業種4
例1	01 土木	05 とび・土工	→	土木	とび・土工	とび・土工・解体(経過措置)	
例2	01 土木	29 解体	→	土木	解体	とび・土工・解体(経過措置)	
例3	01 土木	99 とび・土工・解体(経過措置)	→	土木	とび・土工	解体	とび・土工・解体(経過措置)

- ※ 例1 「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員は「とび・土工工事業」及び「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、
- 例2 「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は「解体工事業」及び「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、
- 例3 「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」が記入された技術職員は「とび・土工工事業」、「解体工事業」及び「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、それぞれ審査されます。

③ **解体工事業の経審を申請する場合の技術職員コードについて【経審申請書：別紙二】**
法施行後の技術者に対する経過措置期間中(H28.6.1～H33.3.31)に、解体工事業の経審を申請する場合、技術職員コードは別添(P62～P64)の「別表(四)業種別技術職員コード表(経審)」により、アルファベットのついた附則第4条(＝平成33年3月31日までの間は、旧とび・土工工事業の技術者も解体工事業の技術者とみなす)該当の資格か、附則第4条該当ではないアルファベットのついていない資格か記載してください。

※ 解体工事業の経審を申請しない場合は、これまで通り、アルファベットのない資格コードで記載するようにしてください。

＜例＞ 1級土木施工管理技士

- i 平成28年3月31日以前の合格者で、登録解体工事講習を受講しておらず1年以上の実務経験もない場合
→ 11C
- ii ・平成28年3月31日以前の合格者で登録解体工事講習を受講若しくは1年以上の実務経験ある場合
又は
・平成28年4月1日以降の合格者の場合
→ 113

(3) 法施行後（H28. 6. 1 以降）における経審申請時の「確認資料」

審査項目	確認資料
【別紙一】 工事種別別完成工事高、 工事種別別元請完成工事高	≪提出書類≫ ・ <u>直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事と解体工事の工事経歴書（切り分けを行ったもの）</u>

○ 解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて

➤ 法施行後（H28. 6. 1 以降）に「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審を申請する場合

→ 経審の申請時に、直前2年又は3年分の「とび・土工工事」と「解体工事」に切り分けた工事経歴書を提出してください。

（経審申請書の別紙一において、2年平均を選択した場合は2年分、3年平均を選択した場合は3年分提出。）

➤ 直前2年または3年分の「とび・土工工事業」又は「その他の工事」に計上した工事に「解体工事」が含まれていない場合（解体工事がゼロの場合）

→ 改めて経審時に工事経歴書を切り分けて提出する必要はありません。

➤ 「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」に工事経歴書を切り分けて提出する場合の記載件数について

→ それぞれの工事ごとに、合計金額及び元請合計金額の7割に達するまでの件数又は10件のいずれか少ないほうの件数まで記載してください。

➤ 工事経歴書を「とび・土工工事」と「解体工事」に切り分けて記載した事により、前期及び前々期分の工事経歴書に、新たに税込500万円以上の工事が記載されることになった場合

→ 経審の際に、改めて当該契約書を持参する必要はありません。

※ 当期分（今回、経審を受ける審査基準日決算の分）につきましては、通常と同様に「とび・土工工事」と「解体工事」の税込500万円以上の契約書をご持参ください。

<備考>

「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受審される予定の方で、平成28年6月1日をまたぐ決算期の「決算終了後の変更届出書」に添付する工事経歴書の記載方法について（おおすすめの記載方法）

→ 許可の説明会資料「建設業法等改正に伴う許可の改正点について（H28. 6. 1 施行）」のP2に記載のとおり、施行日前（H28. 5. 31 以前）に「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事については、完成工事高を「その他の工事」に分けて記載することまで求めてはおりません。

しかしながら、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受審される予定の方は、平成28年6月1日をまたぐ決算期の工事経歴書について、施行日前（H28. 5. 31 以前）に「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事についても、全て「その他の工事」に分けて記載しておくことをおすすめします。

上記の方法によれば、当決算期分の「とび・土工工事」の完成工事高は、「解体工事」を含まないとび・土工工事の金額になるため、経審申請書の別紙一に記載する「050 とび・土工工事」の金額と一致し、分かり易いためです。

2 改正の施行日

平成 28 年 6 月 1 日

- ・ 平成 28 年 6 月 1 日以降に申請される方は、審査基準日（決算日）にかかわらず、すべて新基準が適用されます。

3 平成 29 年度の県の入札参加資格審査について

県では平成 29 年度の入札参加資格から、解体工事業の入札参加資格者名簿を作成する予定です。
なお、建設業法の経過措置に基づき、法施行日（H28.6.1）時点で「とび・土工工事業」の許可を有している事業者が、「とび・土工工事業」の経審を受審している場合、解体工事業の入札参加資格を申請することが可能として取扱います。

※「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の入札参加資格の格付けに用いる経審点

・ H28.6.1 より前に経審を受審された事業者

→「とび・土工工事業」の経審点を使用します。

・ H28.6.1 以降に経審を受審された事業者

→「とび・土工・解体（経過措置）」の経審点（=旧とび・土工と変わらない経審結果）を使用します。

4 解体工事業許可取得後の解体工事業に係る経審の再審査について

既に経審を受審済みの事業者が、解体工事業の許可を追加取得した後、改めて既に受審済みである審査基準日の解体工事業に係る経営事項審査の再審査を申請される場合の手数料

→ 追加となる解体工事業 1 業種の 2,500 円。

※ 再審査の際に、経審申請書の別紙一（工事種類別完成工事高・元請完成工事高）には、追加で受審する解体工事業の完成工事高だけを記載するのではなく、既に受審済みの業種も含めた全ての業種の完工高を記載してください。

なお、平成 29 年度の県の入札参加資格審査に際しては、上記 3 に記載のとおり、法施行日（H28.6.1）時点で「とび・土工工事業」の許可を有している事業者が、「とび・土工工事業」の経審を受審している場合、解体工事業の入札参加資格を申請することが可能であり、また、格付けにも「とび・土工・解体（経過措置）」（=旧とび・土工と変わらない経審結果）の経審点を使用しますので、県の平成 29 年度入札参加資格審査用に、改めて解体工事業の許可取得後に解体工事業の経審を受け直す必要はありません。

○解体工事業の経審の再審査を希望される場合

→ 建設管理課 建設業振興担当（TEL:088-823-9815）に再審査希望の旨ご連絡ください。

○改正に関する詳細、様式等は下記ホームページでご確認ください。

◆国土交通省土地・建設産業局建設業課ホームページ：

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html

「建設業法施行令の一部改正する政令」の閣議決定について

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000409.html

◆高知県土木部建設管理課ホームページ：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/keieijikousinnsakankei-index.html>

解体工事業の追加に伴い、項番15と16に「解体」が追加されました。

(用紙A4)

20001

経営規模等評価申請書
—経営規模等評価再審査申立書—
総合評定値請求書

平成 28年 6月 10日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
高知県 知事 殿

高知市丸ノ内1-2-20
(株) 県庁設備

申請者 代表取締役 県庁 一郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日		
申請時 許可番号	02	大臣 知事 国土交通大臣 高知県知事 許可 (一般 24) 第 005963 号		許可年月日 平成 24年 12月 12日
前回の申請時 許可番号	03	大臣 知事 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号		許可年月日 平成 年 月 日
審査基準日	04	平成 27年 11月 30日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
資本金額 又は出資総額	07	(千円)	法人又は個人の別 1 (1. 法人) 2. 個人	
商号又は名称 のフリガナ	08	ケンチヨウセツビ		
商号又は名称	09	(株) 県庁設備		
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10	ケンチヨウ イチロウ		
代表者又は 個人の氏名	11	県庁 一郎		
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	39201		
主たる営業所の所在地	13	丸ノ内1-2-20		
郵便番号	14	780-8570	電話番号 088-823-9815	
許可を受けている 建設業	15	2221221121	解体	(1. 一般) 2. 特定
経営規模等評価等 対象建設業	16	999		

申請書2枚目に様式変更はありません。

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 5 0 7 4 (千円) 審査対象 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

基準決算	1,489 (千円)
直前の審査基準日	1,063.8 (千円)

利益額 (2期平均) 項番 1 8 3 5 10 5 5 8 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	1,055 (千円)	営業利益	2,180 (千円)
減価償却実施額	2,810 (千円)	減価償却実施額	0 (千円)

技術職員数 項番 1 9 3 5 2 (人)

登録経営状況分析機関番号 項番 2 0 3 5 0 0 9 9 9

経営状況分析を受けた機関の名称
 ○△◇サービス会社 (株)

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めるとる事項	再審査を求めるとる理由

連絡先 総務課 氏名 総務 太郎 電話番号 088-823-9813

ファックス番号 088-823-9263

様式に変更はありませんが、記載要領が変更となっています。

(用紙A4)

20002

この記入例は3年平均を選択した記入例です。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 24年12月 至 26年11月										審査対象事業年度 自 26年12月 至 27年11月					計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均				
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 25年12月～26年11月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 24年12月～25年11月														
業種コード 32010	完成工事高(千円) 52991					元請完成工事高(千円) 31789					完成工事高(千円) 58701					元請完成工事高(千円) 35004				
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 54,809 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 51,174					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 36,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 27,579														
業種コード 32011	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0				
工事の種類 プレストレストコンクリート 構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
業種コード 32050	完成工事高(千円) 5305					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 10000					元請完成工事高(千円) 8000				
工事の種類 とび・土工・コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 4,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 6,610					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
<p>平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、「とび・土工事業」を申請する場合、その完成工事高に解体工事が含まれる場合は、必ず解体工事の完成工事高を抜き出してください。抜き出した解体工事の完成工事高は、解体工事業を申請されない場合は項番33「その他工事」欄に記載されることになります。</p> <p>この場合、経審の申請時に、直前2年又は3年分の「とび・土工工事」と「解体工事」に切り分けた工事経歴書を提出してください。(経審申請書の別紙一において、2年平均を選択した場合は2年分、3年平均を選択した場合は3年分提出してください。)</p>																				
業種コード 32051	完成工事高(千円) 2750					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 5600					元請完成工事高(千円) 0				
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 3,500					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
業種コード 33	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0				
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度														
業種コード 34	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0				
合計																				
<p>契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))</p>																				

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 至 <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="10"/> 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 自 <input type="text" value="11"/> 年 <input type="text" value="13"/> 月 至 <input type="text" value="15"/> 年 <input type="text" value="17"/> 月 <input type="text" value="19"/> (1.2年平均) (2.3年平均)		
業種コード 32090	完成工事高(千円) <input type="text" value="1"/> 2922	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="1"/> 8331	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>
工事の種類 管工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 25,844 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0		
業種コード 32300	完成工事高(千円) <input type="text" value="6"/> 805	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="1"/> 2500	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="8"/> 500
工事の種類 とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 8,610	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0		
業種コード 32	完成工事高(千円) <input type="text" value="7"/> 8235	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="3"/> 1789	完成工事高(千円) <input type="text" value="8"/> 345	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="5"/> 00
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 6,346 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 7,689	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0		
業種コード 34	完成工事高(千円) <input type="text" value="7"/> 8235	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="3"/> 1789	完成工事高(千円) <input type="text" value="9"/> 5377	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="4"/> 3504
工事の種類 合計				

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に「050とび・土工事業」又は「290解体工事」の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「300とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」についても記載し、とび・土工工事と解体工事の完成工事高を合計した金額を記載してください。
 なお、この「300とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」の金額は、項番34の合計の金額には加えないでください。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))

記載要領

1～3 (略)

4 ③② 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、③①で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事（経過措置）

5～8 (略)

様式に変更はありませんが、記載要領が変更となっています。

技術職員名簿

※ 以下の記載例は「解体工事業」の経審を申請している場合を例として記載しています。
 「解体工事業」の経審を申請しない場合は、これまで通り、アルファベットの無い資格コードで記載するようにしてください。

項番 3 5
 数 6 1 0 0 1 頁

通番	規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢		業種コード		有資格区分コード		講習受講	業種コード		有資格区分コード		講習受講	監理技術者資格者証交付番号			
						3	5	10	12										
1		高知 太郎	S 31年 4月 2日	59	6	2	0	1	1	1	C	1	0	9	2	3	0	2	第00020194051号 (0203-4101040010)
2	○	高知 次郎	S 42年 5月 2日	48	6	2	0	1	0	0	2	2							
3		高知 三郎	S 55年 12月 1日	35	6	2	0	1	2	1	D	2	0	9	2	3	0	2	
4		土佐 四郎	S 55年 12月 2日	34	6	2	0	1	2	1	2	2	0	5	2	1	2	2	
5	○	土佐 五郎	S 61年 6月 2日	29	6	2	0	1	2	1	D	2	9	9	2	1	D	2	
6					6	2													
7					6	2													
8					6	2													
9					6	2													
10																			
11																			
12																			
13					6	2													
14					6	2													
15					6	2													
16					6	2													
17					6	2													
18					6	2													

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間は、「とび・土工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなすことができます。
 ※この場合、業種コードは99を使用してください。

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、解体工事業を申請する場合、解体工事業の技術職員で、経過措置として法施行前にとび・土工事業の資格を有し解体工事業の資格とみなされた方は、アルファベットが含まれた附則第4条該当の資格コードを記載してください。(「別表(四)業種別技術職員コード表(経審)」参照)

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、
 ・ とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、
 ・ 解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、
 ・ とび・土工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」を、それぞれ記入してください。
 この場合、
 ・ 「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員は「とび・土工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、
 ・ 「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は「解体工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、
 ・ 「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」が記入された技術職員は「とび・土工事業」、「解体工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、それぞれ審査されます。

通番	規掲載者	業種コード		建設業の種類		建設業の種類		建設業の種類	
		コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類		
24				6	2				
25									
26		01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業		
27		02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業		
28		03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業		
29		04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業		
30		05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業		
		06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業		
		07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業		
		08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業		
		09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業		
		10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工事業 ・解体工事業(経過措置)		

記載要領

1～5 (略)

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業、解体工事業及びとび・土工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業 ・解体工事業（経過措置）

7～9 (略)

別表（四）業種別技術職員コード表 1 / 3 （経審）

注：アルファベットが含まれるコード（11A、21B等）は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。
 ※ 附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、平成33年3月31日までは、解体工事の技術者とみなします。

コード	業種	資格	建設業の種類																																				
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解					
001	法第7条第2号 イ	該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
002	法第7条第2号 ロ	該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
003	法第15条第2号 ハ	該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
004	法第15条第2号 ハ	該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
111		1級建設機械施工技士	5	5					5	5							5																						
11A		1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	5	5					5	5							5																			5			
212		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	2	2					2	2							2																						
21B		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	2	2					2	2							2																						
113		1級土木施工管理技士	5	5					5	5	5					5	5	5		5														5		5			
11C		1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	5	5					5	5	5					5	5	5		5															5		5		
214	建設業法（技術検定）	2級土木施工管理技士	種別	土	木	2	2			2	2	2				2	2	2																2		2			
21D				土木（附則第4条該当）	2	2					2	2	2					2	2	2																2		2	
215				鋼構造物塗装																				2															
216				薬液注入							2	2																											
21E				薬液注入（附則第4条該当）							2	2																											2
120		1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5		5	5	5	5	5		5							5		5				
12A		1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5		5	5	5	5	5		5								5		5			
221	建設業法（技術検定）	2級建築施工管理技士	種別	建	築	2																														2			
222				躯体	2			2	2							2	2	2	2																		2		
22B				躯体（附則第4条該当）				2	2								2	2	2	2																		2	
223		仕上げ				2	2			2	2										2	2	2	2	2		2												
127		1級電気工事施工管理技士										5																											
228		2級電気工事施工管理技士										2																											
129		1級管工事施工管理技士															5																						
230		2級管工事施工管理技士															2																						
133		1級造園施工管理技士																																5					
234		2級造園施工管理技士																																2					
137	建築士法	1級建築士			5	5				5				5	5	5						5																	
238		2級建築士			2	2				2				2								2																	
239		木造建築士				2																																	
141	技術士法	建設・総合技術監理（建設）	5	5					5	5							5	5										5							5				
14A		建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	5	5					5	5							5	5										5							5				
142		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5						5	5						5	5	5										5							5			
14B		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	5	5						5	5						5	5	5										5							5			
143		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5						5	5																												
14C		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	5	5						5	5																									5			
144		電気電子・総合技術監理（電気電子）											5															5											
145		機械・総合技術監理（機械）																										5											
146		機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）													5													5											
147		上下水道・総合技術監理（上下水道）																5																	5				
148		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）																5																5		5			
149		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5						5	5															5													
14D		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	5	5						5	5														5											5			
150		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																																5					
151		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5						5	5																							5					
15A		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	5	5						5	5																								5		5		
152		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																																					
153		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																																			5		
154		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																																		5	5		
155		電気工事士法	第1種電気工事士										2																										
256	第2種電気工事士【3年】																																						
258	電気事業法	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】										1																											
259	電気通信事業法	電気通信主任技術者【5年】																																1					
265	水道法	給水装置工事主任技術者【1年】																																					
168	消防法	甲種 消防設備士																																	2				
169		乙種 消防設備士																																		2			

アルファベットが含まれるコードは解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。

別表（四）業種別技術職員コード表 2/3（経審）

注：アルファベットが含まれるコード（11A、21B等）は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。
 ※ 附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、平成33年3月31日までは、解体工事業の技術者とみなします。

コード	職種	建設業の種類																																			
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
171	建築大工（1級）				2																																
271	建築大工（2級）				1																																
164	型枠施工（1級）				2		2	2																													
264	型枠施工（2級）				1		1	1																													
16B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）				2		2	2																													2
26B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）				1		1	1																													1
172	左官（1級）				2																																
272	左官（2級）				1																																
157	とび・とび工（1級）						2	2																													2
257	とび・とび工（2級）						1	1																													1
15B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）						2	2																													2
25B	とび・とび工（2級）（附則第4条該当）						1	1																													1
173	コンクリート圧送施工（1級）						2	2																													
273	コンクリート圧送施工（2級）						1	1																													
17A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）						2	2																													2
27A	コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）						1	1																													1
166	ウェルポイント施工（1級）						2	2																													
266	ウェルポイント施工（2級）						1	1																													
16C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）						2	2																													2
26C	ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）						1	1																													1
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）											2																									
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）											1																									
175	給排水衛生設備配管（1級）											2																									
275	給排水衛生設備配管（2級）											1																									
176	配管・配管工（1級）											2																									
276	配管・配管工（2級）											1																									
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）										2	2									2																
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）										1	1									1																
177	タイル張り・タイル張り工（1級）											2																									
277	タイル張り・タイル張り工（2級）											1																									
178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）											2																									
278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）											1																									
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）										2	2																									
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）										1	1																									
180	石工・石材施工・石積み（1級）										2																										
280	石工・石材施工・石積み（2級）										1																										
181	鉄工・製罐（1級）											2	2																								
281	鉄工・製罐（2級）											1	1																								
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）																							2													
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）																							1													
183	工場板金（1級）																							2													
283	工場板金（2級）																							1													
184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）										2													2													
284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）										1													1													
185	板金・板金工・打出し板金（1級）																								2												
285	板金・板金工・打出し板金（2級）																								1												
186	かわらぶき・スレート施工（1級）										2																										
286	かわらぶき・スレート施工（2級）										1																										
187	ガラス施工（1級）																								2												
287	ガラス施工（2級）																								1												
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																								2												
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																								1												
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																								2												
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																								1												

職業能力開発促進法

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

別表（四）業種別技術職員コード表 3 / 3（経審）

注：アルファベットが含まれるコード（11A、21B等）は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。
 ※ 附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、平成33年3月31日までは、解体工事業の技術者とみなします。

コード		建設業の種類																																			
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																			2																
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																			1																
	191	噴霧塗装（1級）																				2															
	291	噴霧塗装（2級）																				1															
	167	路面標示施工																				2															
	192	畳製作・畳工（1級）																						2													
	292	畳製作・畳工（2級）																						1													
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																						2													
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																						1													
	194	熱絶縁施工（1級）																								2											
	294	熱絶縁施工（2級）																								1											
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																																		2	
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																																	1		
	196	造園（1級）																										2									
	296	造園（2級）																										1									
	197	防水施工（1級）																						2													
	297	防水施工（2級）																						1													
	198	さく井（1級）																																	2		
298	さく井（2級）																																	1			
その他	061	地すべり防止工事																																		1	
	06A	地すべり防止工事（附則第4条該当）																																		1	
	040	基礎ぐい工事																																			
	062	建築設備士																																			
	063	計装																																			
	060	解体工事																																		2	
	064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

経営規模等評価結果通知書

審査基準日 許可 年 月 日

電話 番号
完成工事高/売上高 (%)
行政 片 記入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高		元請完成工事高			技術職		技術職員数		評点(Z)
			年平均	評点(X)	年平均	評点(X)	一級	二級	基幹	二級	その他			
土	木													
	プレストレストコンクリート構造物													
	建築													
	大工													
	左官													
	とび・土工・コンクリート													
	法面処理													
	石													
	屋根													
	電気													
	管													
	タイヤ・れんが・ブロック													
	鋼構造物													
	鋼橋													
	鉄筋													
	はし													
	しゆんせ													
	板金													
	ガラス													
	塗装													
	防水													
	内装仕上													
	機械器具設置													
	熱絶縁													
	電気通信													
	造作													
	さく井													
	建具													
	水道施設													
	消防施設													
	清掃施設													
	解体													
	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)													
	その他													
	合計													

経過措置期間中(H28.6.1~H31.5.31の3年間)に限り、「とび・土工事業」及び「解体工事」の経過措置(経過措置)を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経過結果を算出し、通知します。

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産	売上	売上総利益	純支払利息比率	自己資本対固定資産比率	決算	自己資本対固定資産比率	決算
流動負債	売上総利益	受取利息配当金	負債回転期間	自己資本比率	決算	自己資本比率	決算
固定負債	受取利息配当金	支払利息	総資本売上総利益率	営業キャッシュフロー	決算	営業キャッシュフロー	決算
利益剰余金	支払利息	経常利益	売上高経常利益率	利益剰余金	決算	利益剰余金	決算
自己資本	経常利益	営業キャッシュフロー(当期)	評点	(Y)	決算	(Y)	決算
総資本(当期)	営業キャッシュフロー(当期)	営業キャッシュフロー(前期)			決算		決算
総資本(前期)	営業キャッシュフロー(前期)				決算		決算

[金額単位：千円]

自己資本額及び利益	額	X	額	数	値	点数
自己資本額						
利益						
評点						
その他の審査項目(社会性等)						
雇用保険加入の有無						
健康保険加入の有無						
厚生年金保険加入の有無						
建設業退職金共済制度加入の有無						
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無						
法定外労働災害補償制度加入の有無						
労働福祉社						
営業年数						
民事再生法又は会社更生法の適用の有無						
建設業の営業継続の状況						
防災協定の締結の有無						
防災活動への貢献の状況						
営業停止処分の有無						
指示処分の有無						
法令遵守の状況						
監査の受審状況						
公会計士等の数						
二級登録試験合格者の数						
建設業の経理者の状況						
研究開発費						
研究開発の状況						
建設機械の所有及びリース台数						
建設機械の保有状況						
ISO9001の登録の有無						
ISO14001の登録の有無						
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況						
若手技術職員の継続的な育成及び確保						
新規若年技術職員の育成及び確保						
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況						
評点						

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(再記入用) 2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評価値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の2第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の2第3項の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の2第1項の規定により、総合評価値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
部長

行政庁別記入欄 申請書
申請年月日 請求年月日 国土建設コード 整理番号
申請年月日 平成 年 月 日 平成 年 月 日

申請書の 01 水産コード 02 国土交通水産許可(総-特) 03 国土交通水産許可(総-特) 04 国土交通水産許可(知-特) 05 国土交通水産許可(知-特)
前回の申請時の 06 大産コード 07 大産コード 08 大産コード 09 大産コード
審査基準日 01 平成 年 月 日 02 平成 年 月 日 03 平成 年 月 日 04 平成 年 月 日
申請等の区分 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
処理の区分 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
資本 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
又は出資総額 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
商号又は名称 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
のフリガナ 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
商号又は名称 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
のフリガナ 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
代表者又は個人の名 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
のフリガナ 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
代表者又は個人の名 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
のフリガナ 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
主たる営業所の所在地 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
主たる営業所の所在地 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
郵便番号 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
許可を受けている 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
建設 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
経営規模等評価等 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
対象建設 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(再記入用) 2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評価値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の2第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の2第3項の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の2第1項の規定により、総合評価値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
部長

行政庁別記入欄 申請書
申請年月日 請求年月日 国土建設コード 整理番号
申請年月日 平成 年 月 日 平成 年 月 日

申請書の 01 水産コード 02 国土交通水産許可(総-特) 03 国土交通水産許可(総-特) 04 国土交通水産許可(知-特) 05 国土交通水産許可(知-特)
前回の申請時の 06 大産コード 07 大産コード 08 大産コード 09 大産コード
審査基準日 01 平成 年 月 日 02 平成 年 月 日 03 平成 年 月 日 04 平成 年 月 日
申請等の区分 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
処理の区分 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
資本 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
又は出資総額 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
商号又は名称 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
のフリガナ 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
商号又は名称 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
のフリガナ 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
代表者又は個人の名 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
のフリガナ 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
代表者又は個人の名 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
のフリガナ 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
主たる営業所の所在地 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
主たる営業所の所在地 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
郵便番号 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
許可を受けている 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
建設 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
経営規模等評価等 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
対象建設 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～17 (略)

18 ⑤「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが、ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

19～24 (略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～17 (略)

18 ⑤「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	(新設)
タイル・れんが、ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

19～24 (略)

様式第二十五号の十一別紙一

(略)

記載要領

1～3 (略)

4 ③②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。また、「完成工事高」の欄は、③①で記入した各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。「元請完成工事高」の欄においても同様で、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高の場合にあつては、完成工事高を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度の完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工・工業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱気通工
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	造さ
030	大左官工事	120	鉄筋工事	230	建造さ
040	とび・土工・コンクリート工事	130	しゆんせつ工事	240	建造さ
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建造さ
051	法面処理工事	150	板金工事	260	建造さ
060	石屋根工事	160	ガラス工事	270	建造さ
070	電管工事	170	塗装工事	280	建造さ
080	電管工事	180	防水工事	290	建造さ
090	電管工事	190	内装仕上工事	300	建造さ

5～8 (略)

様式第二十五号の十一別紙一

(略)

記載要領

1～3 (略)

4 ③②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。また、「完成工事高」の欄は、③①で記入した各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。「元請完成工事高」の欄においても同様で、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高の場合にあつては、完成工事高を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度の完成工事高合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度の完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱気通工
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	造さ
030	大左官工事	120	鉄筋工事	230	建造さ
040	とび・土工・コンクリート工事	130	しゆんせつ工事	240	建造さ
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建造さ
051	法面処理工事	150	板金工事	260	建造さ
060	石屋根工事	160	ガラス工事	270	建造さ
070	電管工事	170	塗装工事	280	建造さ
080	電管工事	180	防水工事	290	建造さ
090	電管工事	190	内装仕上工事	300	建造さ

5～8 (略)

様式第二十五号の十二

昭和二十五年四月二十二日（昭和十九年九月二十二号の建設省令第十四号）

経営規模等評価結果通知書
発給申請書
許可年月日 年 月 日
発給年月日 年 月 日
発給者 株式会社
発給場所 東京都千代田区千代田
発給者代表者 代表取締役 〇〇〇

Table with 4 columns: 建設工事の種類 (Construction Work Type), 建設工事の規模 (Construction Work Scale), 建設工事の状況 (Construction Work Status), 建設工事の経過 (Construction Work Progress). Includes a section for 建設工事の経過 (Construction Work Progress) with a detailed description of the project.

Table with 2 columns: 建設工事の種類 (Construction Work Type), 建設工事の規模 (Construction Work Scale). Includes a section for 建設工事の経過 (Construction Work Progress) with a detailed description of the project.

様式第二十五号の十二

昭和二十五年四月二十二日（昭和十九年九月二十二号の建設省令第十四号）

経営規模等評価結果通知書
発給申請書
許可年月日 年 月 日
発給年月日 年 月 日
発給者 株式会社
発給場所 東京都千代田区千代田
発給者代表者 代表取締役 〇〇〇

Table with 4 columns: 建設工事の種類 (Construction Work Type), 建設工事の規模 (Construction Work Scale), 建設工事の状況 (Construction Work Status), 建設工事の経過 (Construction Work Progress). Includes a section for 建設工事の経過 (Construction Work Progress) with a detailed description of the project.

Table with 2 columns: 建設工事の種類 (Construction Work Type), 建設工事の規模 (Construction Work Scale). Includes a section for 建設工事の経過 (Construction Work Progress) with a detailed description of the project.

(別表) (四) (抄)

	(略)
建設業法	111 一般建設機械施工技士 11A (附則第4条該当) 212 " (第1種~第6種) 21B (第1種~第6種)(附則第4条該当) 113 一般土木施工管理技士 11C (附則第4条該当) 214 " (土木) 21D " (土木)(附則第4条該当) 216 " (薬液注入) 21E " (薬液注入)(附則第4条該当) 120 一般建築施工管理技士 12A " (附則第4条該当) 222 " (躯体) 22B " (躯体)(附則第4条該当)
(略)	(略)

(略)	(略)
技術士法	141 建設・総合技術監理(建設) 14A " (附則第4条該当) 142 建設(道路橋梁及びコンクリート)・総合技術監理(建設(道路橋梁建物及びコンクリート)) 14B " (附則第4条該当) 143 農業(農業土木)・総合技術監理(農業(農業土木)) 14C " (附則第4条該当) 149 水産(水産土木)・総合技術監理(水産(水産土木)) 14D " (附則第4条該当) 151 森林(森林土木)・総合技術監理(森林(森林土木)) 15A " (附則第4条該当)
(略)	(略)

(略)	(略)
職業能力開発促進法	171 建築大工(1級) 271 " (2級) 164 型枠施工(1級) 264 " (2級) 16B 型枠施工(1級)(附則第4条該当) 26B " (2級)(附則第4条該当) 172 左官(1級) 272 " (2級) 157 2び・2び工(1級) 257 " (2級) 15B 2び・2び工(1級)(附則第4条該当) 25B " (2級)(附則第4条該当) 173 コンクリート圧送施工(1級) 273 " (2級) 17A コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当) 27A " (2級)(附則第4条該当) 166 ウェルポイント施工(1級) 266 " (2級) 16C ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当) 26C " (2級)(附則第4条該当)
(略)	(略)

061 地すべり防止工事	1年
06A " (附則第4条該当)	1年
063 計測	1年
06D 躯体工事	

(別表) (四) (抄)

	(略)
建設業法	111 一般建設機械施工技士 212 " (第1種~第6種) 113 一般土木施工管理技士 214 " (土木) 216 " (薬液注入) 120 一般建築施工管理技士 222 " (躯体) 22B " (躯体)(附則第4条該当)
(略)	(略)

(略)	(略)
技術士法	141 建設・総合技術監理(建設) 142 建設(道路橋梁及びコンクリート)・総合技術監理(建設(道路橋梁建物及びコンクリート)) 143 農業(農業土木)・総合技術監理(農業(農業土木)) 149 水産(水産土木)・総合技術監理(水産(水産土木)) 151 森林(森林土木)・総合技術監理(森林(森林土木))
(略)	(略)

(略)	(略)
職業能力開発促進法	171 建築大工(1級) 271 " (2級) 164 型枠施工(1級) 264 " (2級) 172 左官(1級) 272 " (2級) 173 2び・2び工(1級) 273 " (2級) 17A 2び・2び工(1級) 27A " (2級) 166 ウェルポイント施工(1級) 266 " (2級) 16C ウェルポイント施工(1級) 26C " (2級)
(略)	(略)

061 地すべり防止工事	1年
063 計測	1年

